

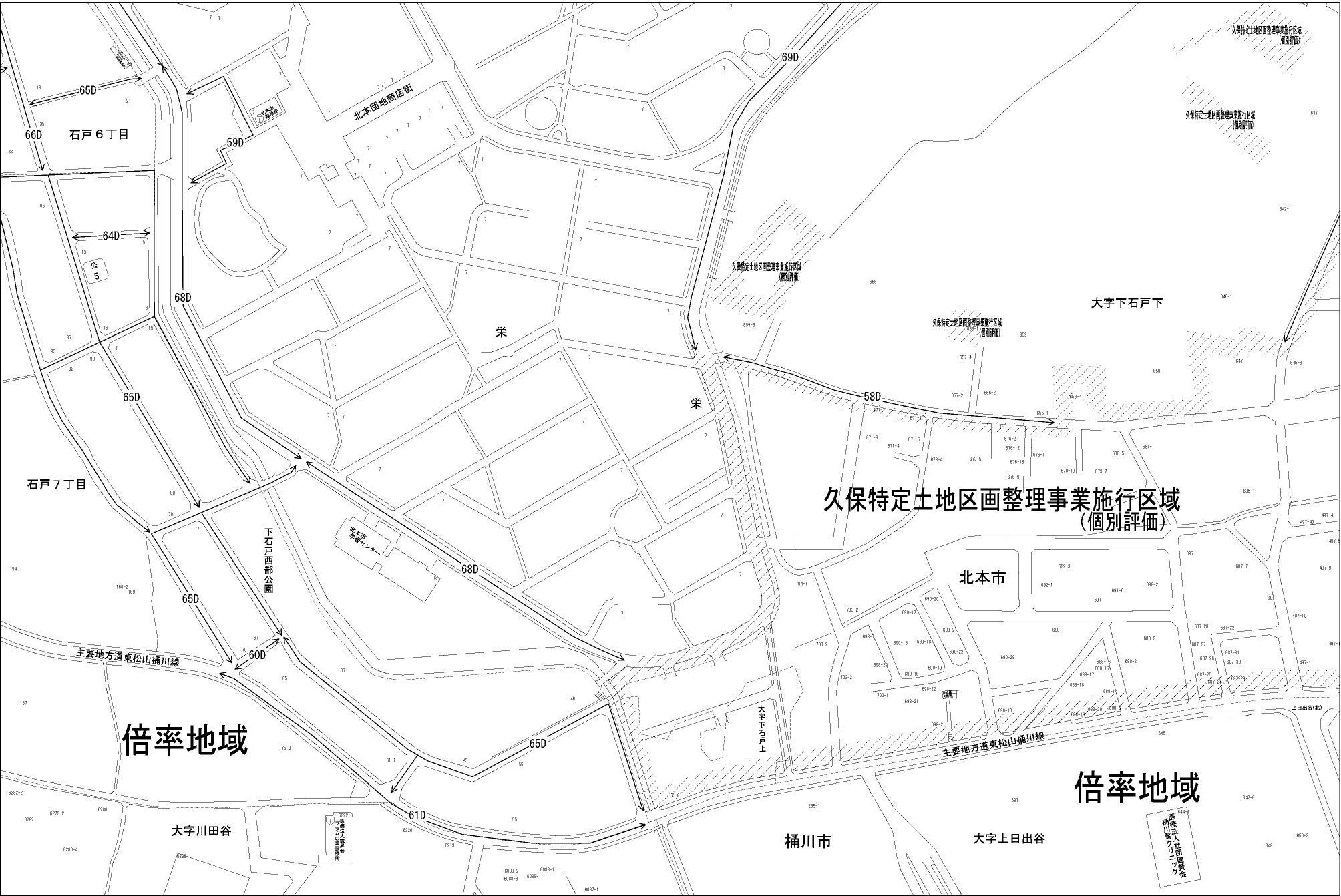
ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区 中小工場地区 大工場地区 普通住宅地区



記号	借地権割合	記号	借地権割合
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%
D	60%		



北本市  
(上尾署)



国土利用  
関係  
法律  
第  
125  
号  
第  
2  
条  
第  
2  
項  
第  
2  
号  
の  
規  
定  
に  
基  
づ  
き  
行  
う  
る  
事  
業  
に  
関  
し  
て  
は  
別  
表  
に  
示  
す  
と  
す  
る